

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負・修繕請負）（少額随意契約を除く）

3 月分

| No. | 案 件 名 称             | 工事種目 | 工 事 場 所           | 契約の相手方  | 契約金額<br>(税込) | 契約日      | 根拠法令                        | <a href="#">随意契約理由<br/>(随意契約理由番号)</a> | WTO |
|-----|---------------------|------|-------------------|---------|--------------|----------|-----------------------------|---------------------------------------|-----|
| 1   | 令和6年能登半島地震に伴う漏水修繕工事 | 土木   | 石川県 鳳珠郡<br>能登町 一円 | 松本工業(株) | ¥19,360,000  | 令和6年3月8日 | 地方公営企業法施行令第21<br>条の14第1項第5号 | K8                                    | -   |

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

令和6年能登半島地震に伴う漏水修繕工事

### 2. 契約の相手方

松本工業株式会社

### 3. 随意契約理由

本工事は、能登半島地震により、令和6年2月13日付で（公社）日本水道協会より関西地方支部へ修繕業者の派遣要請が出され、本市より修繕業者を派遣し配水管及び給水装置の漏水修繕工事を行うものである。

本工事の施工にあたり、現状を先行派遣されている他都市業者の修繕内容を確認したところ、小口径の配水管及び給水装置の分岐部分での漏水が大多数であり、ビニル管の修繕工事が主な内容であった。

上記施工内容に対応できる業者の選定については、本市と大阪市管工設備協同組合が締結している「災害時における給水装置等応急対策の協力に関する協定（平成24年6月12日締結）」を準用し、大阪市管工設備協同組合へ依頼した結果、対象時期に応援復旧に必要な資機材を常備し対応できる業者は上記の1者のみであった。

以上のことから、当該業者が本工事を早急に実施できる唯一の業者であるため、上記業者と契約を締結します。

### 4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

## 5. 事業者の決定

大阪市管工設備協同組合に推薦依頼した際の業者選定に関する条件

- ① 小口径の配水管及び給水装置の分岐部分においてビニル管による修繕が可能
- ② 対象時期に応援復旧に必要な資機材を常備し対応できる

大阪市水道局の選定に関する条件

- ① 大阪市管工設備協同組合からの推薦
- ② ヒアリング及び本市受注実績において、派遣場所での施工に問題がない

## 6. 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号 0 6 - 6 6 1 6 - 5 5 7 4）